判定書（検査結果）交付の手続き

三重県障害者相談支援センター（Ｒ８年度版）

	手続き	留意事項
0	三重県障害者相談支援センター（知的障害者支援課）に「判定書」交付が可能か確認する。	► まずは、平日の開庁時間内に当センターまでお電話ください。 【連絡先】三重県障害者相談支援センター　知的障害者支援課　　電話番号：０５９－２３２－７５３１ ► ただし、療育手帳判定時に「申出書」を提出する場合は、このステップは不要です。
1	「申出書」に必要事項を記入する。	► 申出者は、本人もしくは保護者（後見人、家族など、本人を現に保護するもの※知的障害者福祉法第１５条の２第１項参照）のみです。 ► 必ず記入例をご確認の上、記入してください。 ►本人または保護者が記入してください。（※障害者支援施設やグループホームの利用者で、本人または家族の記入が難しい場合は、職員が代筆することも可能です。その場合は、本人氏名の横に代筆者の氏名を併記してください。→記入例④参照。） ► 「申出書」は当センターホームページ上からダウンロードできます。 ► 「申出書」のダウンロードが難しい場合は、当センターもしくは市町障がい福祉課で「申出書」の用紙を入手してください。
2	「申出書」を三重県障害者相談支援センター（知的障害者支援課）に提出する。	►提出方法は「①窓口に直接提出」もしくは「②郵送」です。（※その他に「療育手帳判定時に提出」もできます。） **①窓口に直接提出する場合** ●平日の開庁時間内にお越しください。 ●提出時に、本人確認のための書類（療育手帳やマイナンバーカードの表面など）を提示いただく必要があります。 ●保護者のみが提出に来られる場合は、本人確認のための書類（療育手帳、マイナンバーカードの表面など、写し可）と保護者確認ための書類（運転免許証やマイナンバーカードの表面など）を提示いただく必要があります。 ●「郵送」での受け取りを希望される場合は、返信用封筒（110円切手を貼付し、送付先を記入）を併せてご提出ください。 **②郵送の場合**　► 郵送のイメージ図をご確認ください。 ●「申出書」と「本人確認の書類の写し（療育手帳、マイナンバーカードの表面など）」を、当センターまで郵送してください。 ●「郵送」での受け取りを希望される場合は、返信用封筒（110円切手を貼付し、送付先を記入）を併せて同封してください。（※折り曲げ可） 【宛先】〒５１４－０１１３　三重県津市一身田大古曽６７０－２　三重県障害者相談支援センター　知的障害者支援課　宛
3	当センター担当者が「判定書」を発行する。	► 「申出書」提出当日の発行はできません。当センターが「申出書」を受け付けてから、２週間ほどかかります。 ► 内容確認のため、当センターからお電話させていただくことがあります。
4	「判定書」を受け取る。	►受け取り方法は「①窓口で直接受け取り」もしくは「②郵送」となります。 **①窓口で直接受け取る場合** ●「判定書」ができましたら、当センターからお電話を差し上げます。 ●平日の開庁時間内にお越しください。 ●受け取り時に、本人確認のための書類（療育手帳やマイナンバーカードの表面など）を提示いただく必要があります。 ●保護者のみが受け取りに来られる場合は、本人確認のための書類（療育手帳、マイナンバーカードの表面など、写し可）と保護者確認ための書類（運転免許証やマイナンバーカードの表面など）を提示いただく必要があります。 **②郵送の場合** ●「申出書」提出時にご用意いただいた返信用封筒で郵送します。 ●「申出書」を提出してから１か月たっても「判定書」が届かない場合は、当センターまでご連絡ください。 【連絡先】三重県障害者相談支援センター　知的障害者支援課　　電話番号：０５９－２３２－７５３１ ●申出者の希望に応じて、病院や事業所など、自宅以外に送付することも可能です。その場合は「申出書」の《受け取り方法》の《その他》に送付先（宛名および住所）を記入いただくとともに、「申出書」の提出時に、受け取る人（送付先の担当者）の確認ができるもの（所属のわかる名刺など）も提出してください。